



福岡医発第337号(地)

平成23年 5月 6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

平成23年度肝炎ウイルス検査について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

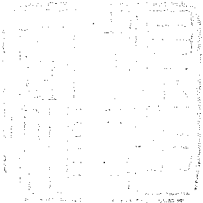
標記の件につきましては、平成23年4月14日付け福集協第2号にて平成23年度の委託料につきましてご連絡申し上げておりましたが、今般、別添のとおり福岡県と業務委託契約を締結いたしました。

つきましては、委託金額は1件あたり4,210円(うち、消費税及び地方消費税200円含む。)で、検査項目、対象者及び検査の流れ等については、別紙1・2のとおり前年度と変更はございませんので、本件につきまして検査医療機関への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸

会長 蒲池 壽



業務委託契約書

福岡県（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）とは肝炎ウイルス検査業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) HCV抗体検査・核酸増幅検査及びHBs抗原検査

（契約期間）

第2条 業務の契約期間は、契約の日から平成24年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、1件あたり金4,210円（うち、消費税及び地方消費税200円を含む。）とする。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（調査等）

第5条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

（報告書の提出及び支払等）

第6条 乙は、検査を実施した月の翌々月の5日までに、3月分については3月31日までに肝炎ウイルス検査実施報告書兼請求書（別紙様式）に問診票を添付し、報告及び委託料を請求するものとする

2 甲は、肝炎ウイルス検査実施報告書兼請求書を受理したときは、直ちに業務の成果について検査を行い、適正である場合は、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。



（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲は賠償の責めを負わない。

- 一 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- 二 乙が委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(暴力団排除条項)

第8条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(帳簿等の保存)

第11条 乙は、この業務に関する書類、関係諸帳簿等を5年間保存しておかなければ

ればならない。

(協議)

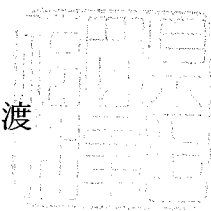
第12条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 福岡県
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡県医師会
会長 松田 峻一 良



医療機関における B 型及び C 型肝炎ウイルス検査について

1 実施期間：平成 20 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

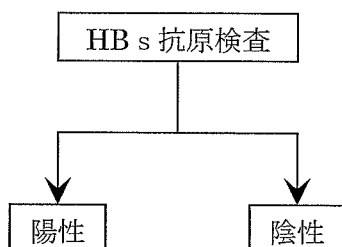
なお、この事業については 5 ヶ年を計画しています。(平成 19～23 年度)

(注) 各年度、目標受診者数を設定しているため、目標受診者数を達した時点で終了とします。

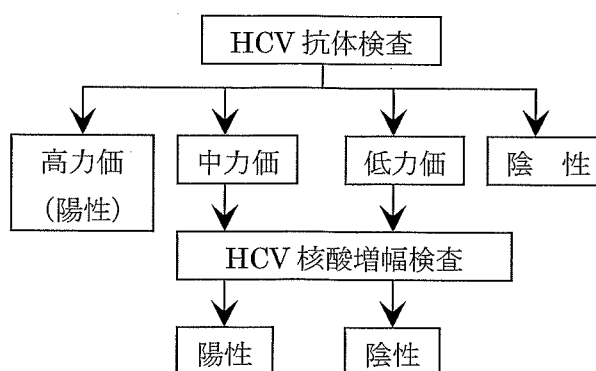
年度	H19	H20	H21	H22	H23	合計
目標受診者数	9,000 人	4,000 人	4,000 人	4,000 人	4,120 人	25,120 人

2 検査項目

1) B 型肝炎ウイルス検査



2) C 型肝炎ウイルス検査



3 対象者

福岡県在住（保健所設置市を除く）の 20 歳以上の下記に該当する方で、過去に同様の検査を受けていない方。

※ 保健所設置市：北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市

【ハイリスク者】

- (1) 1992 年（平成 4 年）以前に輸血を受けたことがある者。
- (2) 非加熱凝固因子製剤や 1994 年（平成 6 年）以前にフィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがある者。
- (3) 長期に血液透析を受けている者。
- (4) 臓器移植を受けたことがある者。
- (5) 過去に肝機能異常を指摘されたことがある者。
- (6) 医師が肝炎ウイルス検査を必要と判断した者。

4 検査料金

1 件あたり ￥4,210 円

5 検査及び支払手続

別紙参照

6 契約条件

- (1) 陽性者を確実に受診勧奨すること
- (2) 肝炎ウイルス研修会への参加をすること

医療機関における肝炎無料検査の流れ

1. 検査

1)検査医療機関

- ①県民（ハイリスク者）へ問診等（3枚複写）を行い、陽性の場合、必ず治療医療機関を受診することを確認し、検査（HBs抗原・HCV抗体等）を行う。
- ②陽性の場合、紹介状兼報告書（4枚目）及び精密検査報告（5枚目）を陽性者へ渡し、治療医療機関へ受診するよう伝える。
- ⑤保健所からの未受診者報告を受けた場合、未受診者へ受診勧奨を行う。

2)治療医療機関

- ③陽性者の精密検査・治療等を行い、精密検査報告書（県用（4枚目）・検査医療機関用（5枚目））に記入し、保健所及び検査医療機関へ報告する。

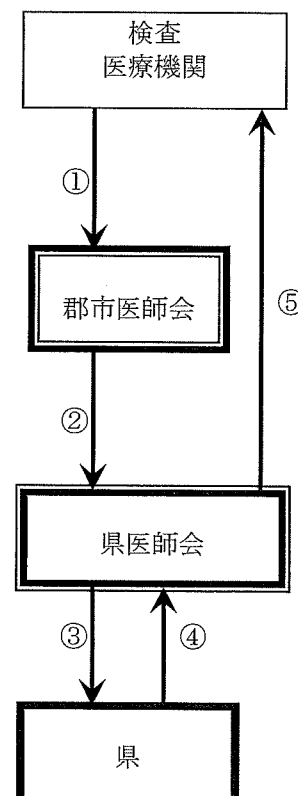
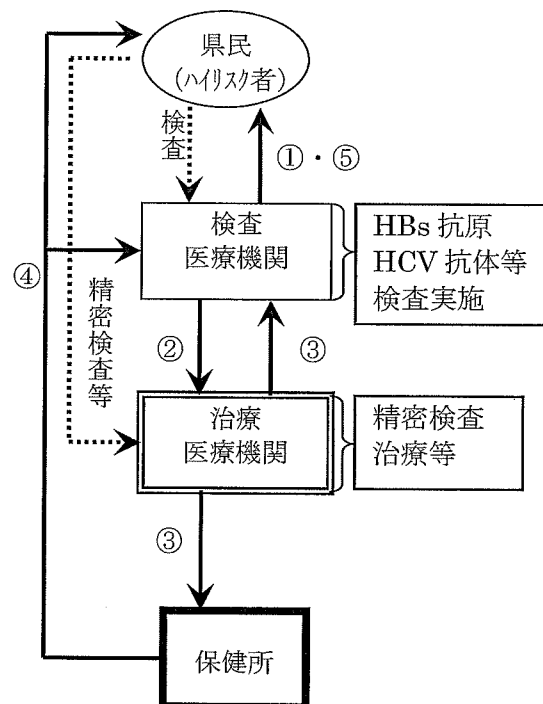
3)保健所

- ④陽性者が治療医療機関に受診していないことが確認された場合、検査医療機関へ報告し、未受診者へ受診勧奨を行う。

2. 支払

(1)県医師会の場合

- ①検査医療機関は、問診票（1・2枚目）と実績報告書兼請求書を郡市医師会へ送付する。
- ②郡市医師会は、問診票（1・2枚目）と実績報告書兼請求書を審、県医師会へ送付する。
- ③県医師会は、問診票（1枚目）と実績報告書兼請求書を審査し、県へ送付する。
- ④県は、問診票と実績報告書兼請求書を審査し、県医師会へ検査費用を支払う。
- ⑤県医師会は検査医療機関へ検査費用を支払う。



福岡県肝炎ウイルス検査事業実施要領

第1 目的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及啓発するとともに、県民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、肝硬変及び肝臓がんを予防することを目的とする。

第2 実施機関

福岡県と契約する県内の医療機関

第3 事業対象者

この事業の対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- 1 保健所政令市を除く、県内市町村に居住地を有する20歳以上の者
- 2 下記のア～カのいずれかに該当する者

ア 1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがある

イ 非加熱凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがある

ウ 長期に血液透析を受けている

エ 臓器移植を受けたことがある

オ 過去に肝機能異常を指摘されたことがある

カ 医師が肝炎ウイルス検査を必要と判断した

- 3 過去にB型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査を受けていない者

第4 事業内容

B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査

第5 肝炎ウイルス検査の実施方法

1 検査項目

(1) 問診

問診においては、1992年（平成4年）以前に輸血を受けたことがあるか否か、非加熱凝固因子製剤や1994年（平成6年）以前にフィブリノゲン製剤（フィブリン糊としての使用を含む）の投与を受けたことがあるか否か、長期に血液透析を受けているか否か、臓器移

植を受けたことがあるか否か、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、及び過去にB型又はC型肝炎ウイルス検査を受けたことがあるか否かを聴取すること。

(2) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査の結果で、中力価群及び低力価群を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(3) HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

2. 肝炎ウイルス検査の結果の判定

(1) C型肝炎ウイルス検査

ア HCV抗体検査

(ア) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(イ) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

(ウ) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査の結果が中力価及び低力価を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

(2) HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

3 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、専門医療機関（やむを得ない場合は治療医療機関）への受診を勧奨する。

また、専門医療機関等へ受診をしていない者が確認された場合は、再度、受診を勧奨する。

4 結果の通知

検査の結果については、受検者に速やかに報告する。

第6 検査費用

受検者の費用負担は無料とする。

第7 個人情報及びプライバシーの保護

この事業の実施にあたり、個人情報及びプライバシーの保護について最大限の配慮をする。

附 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。